

## 大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地元農林水産物の地元における消費の拡大を図ることにより、地域における農林水産業を活性化し、食料自給率を高めることを目的として行われる各種地産地消推進に係る事業（以下「事業」という。）に対し予算の範囲内で交付する補助金について、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び採択基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者を構成員とする者

3 補助金の額は、別表に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に同項第1号及び第2号に規定する書類のほか、次に掲げる書類（補助対象者のうち農林水産業者にあつては、第1号に掲げるものを除く。）を添付して行うものとし、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 組織の規約（事業主体が農業協同組合及び漁業協同組合である場合を除く。）及び事業において使用する施設、機械等の管理運営方法を定めた規程等
- (2) 誓約書
- (3) 農林水産業者又は農林水産業者等で組織する団体、農業生産法人若しくはNPO法人であることを証する書類等（別表に掲げる補助対象事業のうち、地産地消推進施設整備事業又は地産地消推進活動支援事業について補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 別表に掲げる各補助対象事業に係る補助金の交付は、1の補助対象者につき1年度1回を限度とする。

### (補助金の交付決定の通知)

第4条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

(実績報告)

第5条 規則第9条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式第3号）により行う。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第10条の規定による通知は、補助金交付確定通知書（様式第4号）により行う。

(補助金の交付)

第7条 規則第11条ただし書の規定による補助金の概算払いを行うときの通知は、補助金概算交付通知書（様式第5号）により行う。

(譲渡等の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて整備した施設、機材等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、補助金の交付を受けた日（以下「補助金交付日」という。）から5年を経過する日の属する年度の末日までの間に、第8条の規定に違反して補助金の交付を受けて整備した施設、機材等の譲渡等をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付日から補助金交付日の属する年度の末日までの間及び補助金交付日の属する年度の翌年度から3年未満の間 交付した補助金の5分の3に相当する額以上で市長が定める額
- (2) 補助金交付日の属する年度の翌年度から3年以上4年未満の間 交付した補助金の5分の2に相当する額
- (3) 補助金交付日の属する年度の翌年度から4年以上5年未満の間 交付した補助金の5分の1に相当する額

(報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、毎年度の末日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならない。ただし、別表に掲げる市民農園利用促進事業及び地産地消推進活動支援事業に係る消耗品の購入費及び委託費については、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大分市ふれあい交流施設整備事業費補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）
- (2) 大分市ふれあい農産物加工品開発事業費補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）
- (3) 大分市朝市用物品貸出要綱（平成9年6月10日施行）

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

補助対象事業の種目	補助対象者	補助対象経費	補助率	採択基準(すべての要件を満たしていること)
1 市民ふれあい農園整備運営事業	市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項の規定による認定を受けた者。	市民農園整備に要する経費で次に掲げるもの (1) 開設に伴う整備に要する経費 (2) 閉園に伴う再整備に要する経費（開設の日から10年以上経過した農園に限る。） (3) その他必要と認められる経費	補助対象経費の1/2以内（250万円を限度とする。）	(1) 市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園であること。 (2) 市民を対象としたものであること。 (3) 原則として、面積が20アール以上であること。 (4) 設置予定期間又は設置期間が10年以上であること。
2 市民農園利用促進支援事業	市民農園整備促進法第7条第1項の規定による認定を受けた者又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第1項の規定による承認を受けた者。(ただし、農業協同組合を除く。)	市民農園の利用促進に要する経費で次に掲げるもの (1) 広報宣伝に必要となる消耗品の購入費及び委託費 (2) その他市民農園の利用促進に必要と認められる経費	補助対象経費の1/3以内（10万円を限度とする。）	(1) 対象となる市民農園が、市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園であること又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項の要件に該当するものであること。 (2) 広報宣伝する市民農園が市民を対象としたものであること。 (3) 大分市市民農園開設等支援奨励金交付要綱（平成22年5月20日施行）に基づく大分市市民農園開設等支援奨励金の交付を受けた同一年度でないこと。

補助対象事業の種目	補助対象者	補助対象経費	補助率	採択基準(すべての要件を満たしていること)
3 地産地消推進施設整備事業	<p>大分市内に住所又は事務所(本店、または支店)を有する、農林水産業者又は次の各号の要件を満たす者であって、農林水産業者等で組織する団体(農業協同組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。)、農業生産法人若しくはNPO法人</p> <p>(1) 3戸以上の農林水産業者で構成していること。</p> <p>(2) 代表者の定めがあり規約等の整備をしていること。</p> <p>(3) その構成員の過半数が市内に住所を有すること。</p>	<p>農林水産物直売所又は食品加工所の新築、増築又は改築(この補助金を受けて建築したものに係る改築を除く。)に要する経費その他これらに付随する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 土地測量設計費及び造成費</p> <p>(2) 建物本体工事費、設備工事費(電気、給排水、空調設備等)、設計管理費及びその他建物工事に必要な諸経費(外構工事費は除く。)</p> <p>(3) 建物の新築、改築又は増築に併せて行う農林水産物又は農林水産物等加工食品の製造、保管、情報管理等に係る機械・機器等の購入費</p>	<p>補助対象経費(農林水産物直売所と食品加工所を併設する場合、両者の補助対象経費合計額)の1/2以内(250万円を限度とする。)</p>	<p>(1) 農林水産業者又は農林水産業者等で組織する団体、農業生産法人若しくはNPO法人が自ら運営する施設であること。</p> <p>(2) 大分市産農林水産物及び大分市産農林水産物等加工食品を製造又は販売する施設であること。</p> <p>(3) 農林水産物直売所については、駐車場を5台以上確保すること。</p> <p>(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の法令を遵守していること。</p>
4 地産地消推進活動支援事業		<p>農林水産物若しくは農林水産物等加工食品の販売促進、製造等又は農産物直売所若しくは食品加工所の効率的な運営のために要する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 広報宣伝に必要となる消耗品の購入費及び委託費</p> <p>(2) 農林水産物又は農林水産物等加工食品の製造、保管、情報管理等に係る機材等の購入費</p> <p>(3) 朝市等の開催に必要となる機材等の購入費</p> <p>(4) その他農林水産物直売所又は食品加工所における活動に必要なと認められる経費</p>	<p>補助対象経費の1/3以内(50万円を限度とする。)</p>	<p>(1) 大分市産農林水産物及び大分市産農林水産物等加工食品の販売促進等を行うことを目的とする活動であること(新商品の広報宣伝に係るもの及び販路開拓を目的とした広報宣伝に係るものを除く。)</p> <p>(2) 事業費が5万円以上の事業であること。</p>

補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
〔団体の場合にあつては、  
団体名及び代表者名〕  
電話番号

⑩

大分市地産池消推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 補助対象経費 (総事業費) ( 円)
- 4 事業の目的及び内容
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 組織の規約等
  - (4) 誓約書
  - (5) 補助対象者要件を証するもの
  - (6) その他

年 月 日

事業実績報告書

大分市長 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
〔団体の場合にあつては、  
団体名及び代表者名〕  
電話番号

印

大分市地産地消推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 決定年月日 年 月 日  
番 号 第 号
- 2 補助対象事業の名称
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助金の概算交付額 円
- 5 補助金の精算額 円
- 6 事業の成果
- 7 添付書類  
(1) 事業実績書  
(2) 収支決算書  
(3) その他